

三種中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 基本理念

いじめは、いかなる理由があっても許されない重大な人権侵害である。本校は、全ての生徒が「安心・安全・尊重」のもとで学び、成長できる学校を目指す。そのために、教職員・保護者・地域が一体となり、校訓に示された価値を日常の教育活動（学級経営、生徒会活動、学校行事、部活動）で実践する。さらに、発達の段階に応じた生徒指導を充実させ、未然防止・早期発見・早期対応を徹底し、いじめのない学校づくりに取り組む。

2 目的と位置付け

本方針は、いじめ防止対策推進法及び文部科学省の指針に基づき、三種中学校におけるいじめ防止・早期発見・早期対応の基本枠組みを示すものである。私たちは、全ての生徒がいじめの恐れや不安から解放され、安心して学び、健やかに成長できる環境を保障する。そのために、学校・家庭・地域が連携し、いじめゼロを目指す共通の理念と行動指針を共有し、組織的・継続的に取り組む。

3 いじめの基本認識

いじめは全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に自分らしく生き生きと取り組むことができるよう学校内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

【いじめに対する共通認識】

- (1) いじめは、どの生徒にも起こりうることである。
- (2) いじめは、人間としての尊厳、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、生徒にとって、健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間に渡り深刻な影響を与えることがあるものである。
- (4) いじめはいじめられた側及びいじめた側両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、その解決のために児童相談所、警察署といった関係機関との連携を図る必要がある。

4 積極的な生徒指導の充実

- (1) 自己存在感の感受：一人一人が「自分はここにいてよい」と感じられるよう、承認の言葉かけや役割付与を日常化
- (2) 共感的な人間関係の育成：ペア・グループ活動や対話型授業で互いの考えや感情を理解し合う場を設定

- (3) 自己決定の場の提供:学級活動・生徒会・行事で選択や意思決定の機会を保障し、責任と達成感を育む
- (4) 安全・安心な風土の醸成:校則の意義を共有し、相談しやすい雰囲気づくりと物理的安全(教室環境整備)を徹底

5 いじめ未然防止のための取組

(1) 家庭・地域との連携

- ①学校いじめ防止基本方針を、学校報等に掲載するなど、啓発活動に努める。
- ②PTAや小中学校連携事業の生徒指導懇談会で、いじめの実態や指導方針について、適宜情報提供を行い、保護者や地域の理解と協力を呼びかけ、家庭・地域・学校が一体となった生徒の健全育成に努める。

(2) 生徒会活動の充実

生徒が自主的に行う、いじめ防止に係る生徒会活動を活発化させる。

(3) 道徳教育の充実

生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する指導及び適切な資料の充実を図る。

(4) 体験活動の充実

自分の役割と責任を自覚し、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、学校行事、部活動の充実を図る。

6 いじめ早期発見のための取組

(1) 信頼関係の構築と日常の観察

- ①いじめや人間関係のトラブル、困りごとで悩む生徒が相談しやすい雰囲気づくり
- ②生徒の表情や行動の変化等に留意

(2) 学校生活アンケート及び教育相談の実施

- ①全生徒を対象としたアンケートの実施 年12回(毎月1回)
- ②全生徒を対象とした教育相談 年5回(5月、7月、9月、11月、2月)
- ③アンケートに基づく情報収集と教育相談 随時

(3) 相談窓口の紹介や SOS の出し方の継続的な指導

- ①いじめの兆候を発見したときには、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

○日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・全職員で対応

○カウンセラー等の活用……………生徒指導主事、生徒支援担当、学年主任

○地域からの相談……………教頭、生徒指導主事

○インターネット等を通じて行われる相談・・・警察署等関係機関

- ②「困ったときはいつでも相談してよい」というメッセージを SC と連携し、全職員で繰り返し伝える。

7 いじめ問題に対する組織的対応

(1) 校長の指揮の下、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

[構成員]校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援担当、各学年主任、養護教諭、関係学級担任
※教頭が委員長となる。

【被害側、加害側の生徒への対応だけでなく、いじめが起きた集団への指導・対応について】

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 学級や学年等当該集団で話し合いを行うなどして、「いじめは絶対に許されない行為」であり、根絶しようとする意識、態度を高める。
- 全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し認め合う集団づくりの支援を行う。

(2) 関係機関及び保護者との連携

- ①状況に応じて、警察署、法務局、教育委員会等の関係機関と連携を図る。
- ②保護者には事実を正確に伝え、本校の指導方針を説明して理解と協力を得られるよう努めるとともに、事後の経過についても適切に情報提供する。

8 重大事態への対処

【重大事態の定義】

- 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき（年間30日を目安とする）

(1) 重大事態が発生したとき

- ①即座に教育委員会に報告する。
- ②生徒及び保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも、重大事態が起きたものとして対処する。
- ③教育委員会の指導・指示の下、適切に対応する。